

共同利用システム基盤の業務・システム見直し方針 (共同利用化基本方針)

2007年(平成19年)7月5日
各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議幹事会決定

電子政府推進計画(2006年(平成18年)8月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、以下のとおり、共同利用システム基盤の業務・システム見直し方針(共同利用化基本方針)を定める。

総務省は、府省共通業務・システム及び一部関係府省業務・システムの最適化により整備されるシステム(以下「府省共通システム」という。)において共通的に利用される基盤機能及び施設・設備^(注)並びにこれらに付随する業務について、内閣官房並びに当該システムの担当府省及び関係府省と連携協力しながら、本見直し方針に沿って必要な見直しを行い、その最適化に取り組むものとする。

(注) 「基盤機能」とは、情報システムを運用するに当たって必要となるネットワーク機能、セキュリティ監視機能、運用監視機能、利用者認証機能などをいい、当該機能を実現するために必要となるソフトウェアを含む。

「施設・設備」とは、情報システムを運用するに当たって必要となる機械室、執務室、電源設備、基盤機能を運用するに当たって必要となる機器類などをいう。

第1 対象範囲

本方針の対象となる業務・システムは、府省共通業務・システム及び一部関係府省業務・システムの最適化計画に基づく最適化実施の取組の一環として整備される府省共通システムにおいて共通的に利用される基盤機能及び施設・設備並びにこれらに付随する業務である。

第2 最適化の基本理念

府省共通システムの最適化に当たっては、府省共通システムの運用管理業務面及び費用面からの効率化・合理化を横断的に進め、政府全体としての業務・システムの最適化効果を最大限に高めるため、①システムの整備・運用に必要な各種資源の効率的・効果的な投資、②システム間の整合性と円滑な連携が確保されたシステム整備、③業務効率の向上を実現する簡素で集約化された運用管理、④安全性・信頼性の徹底強化

を政府全体として図る。

第3 現状及び課題

1 府省共通システムの現状

政府は、「簡素で効率的な政府」を実現するため、複数の府省等で同様の処理が行われている業務であって、業務の全部又は一部について情報システムを活用し、同一の業務処理方法を適用することが可能なもの及び可能と見込まれる業務・システムについて、業務の制度面・運用面からの見直し、業務処理過程の重複等の徹底した排除、システムの一元化・集中化等を内容とする業務・システム最適化計画の策定を進め、府省共通業務・システム及び一部関係府省業務・システムの最適化計画を策定したところである。

これを受け、各最適化の担当府省においては、策定された計画に基づく最適化実施の取組の一環として、府省共通システムの整備を進めているところである。

2 府省共通システムの課題

「簡素で効率的な政府」を実現するためには、業務・システム最適化の取組を一過性のものとせず、最適化実施及び最適化実施の評価を通じて不断の改善を行っていくとともに、最適化実施途上においても、その時点における最新の技術動向や社会経済情勢の変化等を踏まえた改善を行っていくことが重要である。

このような観点から、現在各担当府省が整備を進めている各府省共通システムについては、以下のような見直しの余地がある。

- ① 府省共通システムを横断的に俯瞰すると、府省共通システムにおいて共通的に利用される基盤機能及び施設・設備について、各々整備することとなっている。
- ② 府省共通システムを横断的に俯瞰すると、府省共通システムの運用業務やシステムの監視業務について、重複的な業務が存在している。

このため、個々の業務・システムや府省内における最適化にとどまらず、政府全体として、システム開発経費及び運用経費の削減や業務処理時間の削減等最適化の効果のさらなる向上を図る必要がある。

第4 見直し方針

「業務・システム最適化指針（ガイドライン）」（2006年（平成18年）3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）の第2「業務・システム最適化企画指針（ガイドライン）」を踏まえ、府省共通システムにおいて共通的に利用される基盤機能

及び施設・設備並びにこれらに付随する業務の徹底した見直しを行う。

1 府省共通システムの基盤の共同利用化

総務省は、政府全体で利用可能な基盤機能及び施設・設備を具備する府省共通システムの基盤（以下「共同利用システム基盤」という。）を整備する。各担当府省は、府省共通システムの整備・運用に当たっては、共同利用システム基盤を活用することにより業務・システム全体の経費削減、効率化・合理化が見込まれる場合に当該基盤を活用することとし、基盤機能及び施設・設備を個別に整備・運用しないものとする。これにより、府省共通システムに要する政府全体のシステム開発経費及び運用経費を削減する。

2 府省共通システムの運用、監視に係る業務の集約化

総務省は、共同利用システム基盤を活用する府省共通システムについて、各システムの担当府省において重複して実施している運用業務及び監視業務を可能な限り集約して実施する。これにより、府省共通システムに要する政府全体のシステム運用経費及び業務処理時間を削減する。

3 共同利用化に当たっての外部委託の活用

国の行政機関における情報システム関係業務については、「国の行政機関における情報システム関係業務の外注の推進について」（平成12年3月31日行政情報システム各省庁連絡会議了承）において、「情報システム部門の職員は、職員でなければ適切に遂行できない業務を重点的に実施することとし、それ以外の業務は積極的に外注を活用することが必要」とされており、業務の簡素化・合理化の観点から、今後一層の外部委託を推進することが求められているところである。共同利用化に当たっても、積極的に外部委託の活用を図るものとする。

他方、共同利用システム基盤は、政府の業務遂行の基礎をなす府省共通システムにおいて共通的に利用される基盤機能及び施設・設備を一体的に運用・管理するものであり、確実かつ安定的に稼動することが必要である。このような同基盤の性質上、外部委託になじまない業務については、当面、総務省が実施するが、同基盤の運用等を効率的かつ確実に実施する観点から、公的な主体にアウトソーシングすることも含め実施体制の在り方について検討を行うものとする。

4 府省共通システムの信頼性・安全性の確保

総務省は、府省共通システムの担当府省及び関係府省の協力を得つつ、共同利用システム基盤について、「業務・システム最適化指針（ガイドライン）」及び「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（第2版）」（2007年6月14日情報セキュリティ政策会議決定）を踏まえ、当該基盤に要求される技術的、物理的及び人的セキュリティ対策を考慮した適切な技術要件及びセキュリティ要件を検討し、当該基盤の信頼性・安全性を確保する。

さらに、都市直下型地震などの自然災害やシステム障害等によりシステムが停止

した場合の各府省の業務に対する影響度等を考慮したバックアップシステムの整備について、後述第6の検討に合わせ検討を行うこととする。

第5 最適化計画の策定

本見直し方針を踏まえ、各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議の下、「業務・システム最適化指針（ガイドライン）」に沿って、総務省が中心となって、2007年度（平成19年度）末までに共同利用システム基盤最適化計画を策定する。

第6 その他

共同利用システム基盤の最適化に当たっては、全体最適化及び費用最小化の観点から、すべての府省共通システムを対象として最適化を図る必要があるが、一方で、府省共通システムの着実な運用開始、安定稼働を確保することも重要である。

このため、共同利用システム基盤の最適化計画の策定に当たっては、本方針策定時において共同利用システム基盤の利用が可能であることが明らかとなっている人事・給与関係業務情報システム、電子政府の総合窓口システム、文書管理システム及び職員等利用者共通認証基盤を検討の対象とする。

なお、全体最適化及び費用最小化の観点から、最適化計画策定の過程において、上記以外も可能な限り検討の対象に含めるものとする。